

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について、

以下の届出・登録を行っております。(令和8年6月1日現在)

<一般名処方加算について>

当院では、後発医薬品が存在する医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分に基づく一般名処方を行っています。

そのため、一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合においても必要な医薬品が提供しやすくなり、また、後発医薬品（ジェネリック）も選択できることから、患者様の経済的負担が軽くなります。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することで、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

<外来後発医薬品使用体制加算について>

当院では、先発医薬品より安価で同等な後発医薬品（ジェネリック）の使用に積極的に取り組み、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っております。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応をいたします。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること、及び変更する場合には患者様への十分な説明を行います。

<電子的診療情報連携体制整備加算について>

当院では、患者様に安全かつ質の高い医療を提供するための取り組みとして、以下の体制を整備しております。

・オンライン請求の実施

当院では、診療報酬請求をオンラインで行なう体制を整備しています。

・オンライン資格確認の実施

マイナンバーカードを健康保険証（イナ保険証）として利用できる体制を整備しています。

患者様の保険資格情報を正確に確認し適切な医療提供に役立てています。

・診療情報の取得と活用

オンライン資格確認を利用して取得した情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報）を、診療室等で医師が閲覧又は活用できる体制を有し診療に役立てています。

- ・明細書の無償交付

当院では領収書下部に診療明細を明記しています。

- ・電子処方箋を発行する体制

電子処方箋の発行および電子処方箋システムに薬剤を登録する体制を整備しています。

<明細書発行体制等加算について>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

<外来感染対策向上加算について>

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進しております。
- ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施しております。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、受診歴の有無にかかわらず一般診療の方と分けて対応いたします。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに従って院内感染対策を推進して参ります。
- ・感染対策に関しては医師会及び近隣の病院と適切な連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めております。
- ・抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。

<ベースアップ等支援加算（ベースアップ評価料）について>

当院では、医療従事者の処遇改善を目的とした国の制度に基づき、ベースアップ等支援加算を算定させていただく場合がございます。

その全額を賃金改善・処遇改善等に充当することにより、職員が安心して職務に従事することができるよう図り、より質の高い医療を安定的に提供できるよう努めて参ります。

この加算は、医療の質を維持・向上させるために必要な制度であり、地域に根ざした医療を継続して提供するための国の制度となっておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月1日

医療法人社団 順誠会 柏たなかファミリー耳鼻咽喉科